

子育て総合支援センター「こころの森」 運営協議会委員の募集

子育て総合支援センターの円滑な運営を図るため、運営協議会を設置しています。同協議会の構成員となる市民のかたを募集します。

応募資格 市内在住・在勤の18歳以上で、地域での子育て支援に関心のあるかた

募集人数 1名

任期 2年間（平成25年4月～27年3月まで）

協議会の構成 市民、団体代表者及び学識経験者等15名程度

会議開催 年2回 平日昼間2時間程度

応募方法 任意の用紙に「地域で支える子育てしやすいまち」をテーマにした作文

（800字程度）・住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を明記し、3月14日必着 までに直接、郵送、ファクス、又は電子申請（市のホームページの「電子申請」からアクセス、1人1回）で〒189-8501子ども総務課（いきいきプラザ2階、FAX394-7399）へ

選考方法 作文

結果通知 決定後、応募者全員に通知

※応募書類は返却しません。問い合わせ 子ども家庭部子ども総務課

4月1日(月)から「住宅手当緊急特別措置事業」の制度を一部改正します

市では、離職者のかたを対象とし、住宅費を支給する国の制度「住宅手当緊急特別措置事業」を行っています。

4月1日(月)から、同措置事業の名称を「住宅支援給付事業」に変更します。それに伴い、支給要件の一部も変更します。（下表参照）

※手続き等詳細は、市のホームページの「広報ナビ」をご覧ください。生活福祉課へお問い合わせください。健康福祉部生活福祉課

転入・転出・転居にかかわる 臨時窓口を開設します

開設日 3月30日(土)・4月7日(日)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 本庁舎1階

3月下旬～4月上旬にかけては、転入・転出・転居が集中する時期です。市では、市民の皆さんの利便性を図るため、臨時窓口を開設し、転入・転出・転居に伴う各種手続きの一部業務を行いますので、ぜひご利用ください。

※臨時窓口の詳しい業務内容については、事前にご担当課へお問い合わせください。

○子ども総務課及び学務課の臨時窓口は、本庁舎1階市民課窓口で開設します。

○下記の業務・臨時窓口以外の通常業務は行いません。

○臨時窓口開設日に休業している他機関への問い合わせが必要な業務等については、手続きができません。

○お問い合わせ 各担当課

開設窓口と取り扱い業務

担当課名	取り扱い業務
市民課	住民異動届、印鑑登録申請、特別永住者証明書関係、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し等の発行 ※住民基本台帳カードに関する業務（住民基本台帳カードの発行、公的個人認証サービス）及び電話予約サービスの受付は取り扱いできません。
保険年金課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する業務
子ども総務課	乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、児童手当、ひとり親家庭等届出
学務課	新入学、転入学、転退学手続き

「教員サポーター（教員補助者）」の募集

応募資格 昭和38年5月2日～平成25年5月1日までに生まれたかたで、教員免許を所持しているかた

募集人数 6名

勤務地 市立小・中学校（主に特別な教育的支援が必要な児童・生徒が在籍する通常の学級）

職務内容 教員が行う教育活動の支援・補助など

委嘱期間 5月1日～平成26年3月31日

勤務条件 委嘱期間内に50時間（原則週3日、1日6時間、30週勤務）

※ただし、勤務先の校長の指示による

謝礼 時給1千500円

※詳細は、募集要項をご覧ください。

募集要項配布・受付 3月13日

※閉庁日を除く

選考方法 作文（1次）、面接（2次）

第1次試験 4月6日(土) 午前10時～11時

問い合わせ 教育部指導室

「放課後子ども教室」 安全管理員募集

市教育委員会では、地域の方々の参画を得て、放課後に

小学校の教室や体育館等を活用して、児童たちに安全で安心できる活動場所を提供する事業「放課後子ども教室」を実施しています。

このたび、同教室に参加する児童の見守りや活動の補助を行うボランティア「安全管理員」を募集します。

応募要件 18歳以上のかた（高校生は除く）

募集人数 10名程度

活動日時 学校給食のある月（金曜日、午後1時30分～5時）

※悪天候等で中止の場合あり

活動場所 大袋小学校、秋津

謝礼 1回につき1千円

応募方法 電子申請（市のホームページの「電子申請」からアクセス、1人1回）

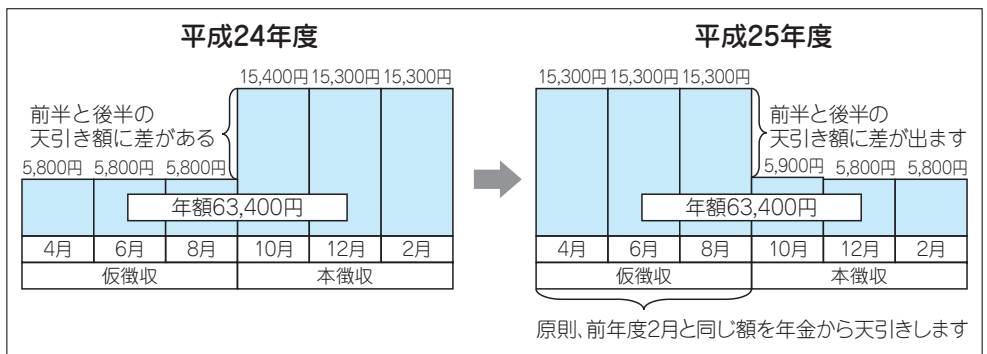
又は社会教育課（いきいき

介護保険料の年金天引き額を 年間通じて均等にするために 「介護保険料特別徴収 仮徴収額更正通知書」を 送付します

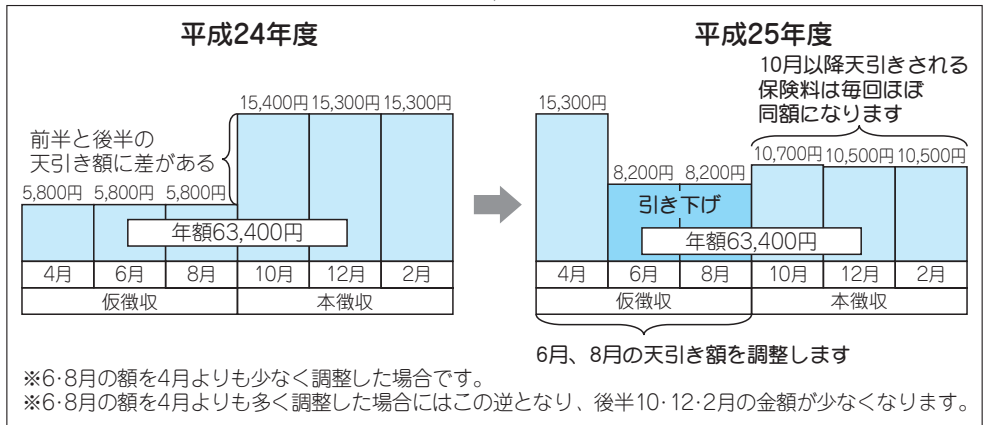
介護保険料額は、前年の所得などで決定します。年金から天引きで保険料を納付している場合、決定するまでの4月・6月・8月は、仮徴収として、原則、前年度2月と同じ額を年金から天引きします。

その後、決定した年間の保険料額から、仮徴収で天引きした額を差し引いた残りの額を、10月・12月・2月に本徴収として年金から天引きします。

【参考例】保険料年額が63,400円（平成24年度の仮徴収額が本徴収額より少ない場合）
平準化しない場合（変更前）



平準化した場合（変更後）



税の申告期限は3月15日(金)まで

市・都民税は市・課税課、所得税・贈与税は東村山税務署(☎394・6811代表)へ

タウンミーティング 「市民と市長の対話集会」

日時	場所
3月16日(土) 午後1時～3時	秋水園ふれあいセンター (秋津町4-24-12)
4月20日(土) 午前10時～正午	多摩湖ふれあいセンター (多摩湖町1-18-16)

※申込み不要、直接会場へ

★手話通訳・要約筆記が必要なかたは、開催日の1週間前までにファクスで市民協働課（FAX393-6846）へ

問い合わせ 市民部市民協働課